

西尾市広報紙「広報にしお」掲載広告募集基準

(趣旨)

第1条 西尾市広報紙「広報にしお」掲載広告募集基準(以下「募集基準」という。)は、西尾市広告掲載要綱(以下「要綱」という。)及び西尾市広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)に基づき、西尾市(以下「市」という。)が発行する広報紙「広報にしお」(以下「広報紙」という。)に掲載する広告(以下「広告」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第2条 広告を掲載する位置及び掲載数は、次の各号に定める。

(1) 広報紙(1日号)の裏表紙内とし、広告の数は1枠とする。

(2) 広報紙(1日号)の「お知らせ」コーナー内とし、広告の数は広報紙の編集に支障をきたさない範囲の枠数とする。なお、「お知らせ」コーナー内の掲載位置の指定はできないものとする。

(掲載規格)

第3条 広告の掲載規格は、次の各号に定めるものとする。

(1) 広報紙(1日号)の裏表紙は、1枠縦29.6センチメートル、横19.5センチメートルでカラー(4色)刷とし、広告の右上に **広告** (20ミリ×10ミリ)と表示するものとする。

(2) 広報紙(1日号)の「お知らせ」コーナー内は、1枠縦4.8センチメートル、横5.5センチメートルを基本単位とした単色刷とし、広告の右上に **広告** (10ミリ×5ミリ)と表示するものとする。また、基本単位を連結することもできるものとする。

(掲載単位)

第4条 広報にしお(毎月1日号)の発行号単位とする。

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載料は、次の各号に定めるものとする。

(1) 広報紙(1日号)の裏表紙は、1枠当たり250,000円(税込み)とする。

(2) 広報紙(1日号)の「お知らせ」コーナー内は、1枠当たり17,000円(税込み)とする。

(掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者は、当該広告の掲載を希望する広報紙(以下「掲載号」という。)の発行日の2か月前までに西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載申込書(様式第1号)(以下「掲載申込書」という。)を原則として、市が指定する広告代理店(以下「代理店」という。)に提出するものとする。「お知らせ」コーナー内への広告掲載の申込みについては、1掲載号当たり原則として最大3枠とし、1か月または6か月一括(以下「一括申込み」という。)を単位とする。なお、申込時の翌年に発行する広報紙への申込時期については、申込時の年の10月1日以降とする。

(掲載の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第8条第1項に規定する西尾市広告審査委員会の審査を経たうえで広告掲載の可否を決定し、西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載決定通知書(様式第2号)(以下「掲載決定通

知書」という。)により原則として代理店に通知するものとする。この場合において、広告掲載の申込者が当該広告掲載の枠を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定するものとする。ただし、一括申込みにより既に広告掲載の枠が決定している場合は一括申込みを優先する。

(1) 第1順位

市内に本社、若しくは本店を有する事業者等

(2) 第2順位

市内に支店、営業所等を有する事業者等

(3) 第3順位

掲載希望号の前号に掲載されていない事業者等

2 前項の規定によっても広告掲載を希望する者が広告掲載の枠を超えるときは、抽選により決定する。

3 広告掲載の決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告掲載承諾書(様式第3号)を原則として代理店に提出するとともに、広告掲載料を一括して前納するものとする。

(広告内容及び原稿の作成、提出)

第8条 広告のデザイン及び内容などは、要綱及び掲載基準に従うとともに、広報紙の発行に支障をきたさないものとする。

2 広告原稿は、広告主の負担で作成し、原則として掲載の申込時にその電子データ(イラストレータ形式等)とともに代理店に提出するものとする。

(広告申込内容等の変更)

第9条 掲載申込書又は、添付書類等の記載内容に変更があったときは、広告主は、西尾市広報紙「広報にしお」広告申込内容変更届(様式第4号)(以下「申込内容変更届」という。)により、原則として掲載号の発行日の2か月前までに代理店に届け出なければならない。原則として広告の内容及びデザインの変更は認めない。なお、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告申込内容等の変更決定)

第10条 市長は、前条の広告申込内容変更届を受付後、すみやかに、西尾市広報紙「広報にしお」広告申込内容変更決定通知書(様式第5号)(以下「申込内容変更決定通知書」という。)により原則として代理店に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取下げるときは、広告主は西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載取下げ届(様式第6号)により、原則として掲載号の発行日の2か月前までに代理店に申し出なければならない。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、広告の掲載を取消すことが適当であると認めたときは、広告の掲載を取消すことができる。

(1) 要綱第13条の各号のいずれかに該当するとき。

(2) 広告主から掲載の取下げの申し出があったとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取消したときは、西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載取消通知書(様式第7号)により原則として代理店に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第13条 広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により
広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、西尾市広報紙「広報にしお」広告掲
載料還付請求書(様式第8号)を原則として代理店に提出しなければならない。

(広告主の責任等)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第15条 この募集基準に定めるもののほか、広報紙への広告掲載について必要な
事項は、市長が定める。

(所管)

第16条 この募集基準を所管する課は、広報担当課とする。

附則

この募集基準は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この募集基準は、平成20年5月15日から施行する。

附則

この募集基準は、平成21年6月29日から施行する。

附則

1 この募集基準は、平成23年1月1日から施行する。

2 改正後の第3条第2号及び第5条の規定は、平成23年4月1日以後に発行す
る広報紙の広告の掲載規格及び広告掲載料から適用し、同日前に発行する広報紙
の広告の掲載規格及び広告掲載料については、なお従前の例による。

附則

この募集基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この募集基準は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載申込書

平成 年 月 日

（あて先）西尾市長

広告掲載申込者（広告主）

住 所又は所在地	
氏 名又は名称 及び代表者氏名	印
事業や活動の内容	
電話番号・FAX番号	
Eメールアドレス	
担当者氏名	

広告代理店

住 所又は所在地	
名称及び代表者氏名	印
電話番号	
FAX番号	
担当者氏名	

西尾市広告掲載要綱第6条の規定により、上記のとおり広告の掲載等を申込みます。

なお、申込みに当たっては、西尾市広告掲載要綱、西尾市広告掲載基準、西尾市広報紙「広報にしお」掲載広告募集基準を順守するとともに、西尾市広告掲載基準第5条で定める業種または事業者該当しないことを誓います。また、この申込みに対する審査に当たり、広告掲載申込者に関する西尾市の市税等の納税状況を確認することに同意します。

記

掲載希望号

広報にしお 年 月 1日号

広告の内容（実物大）

別添のとおり

様式第2号（第7条関係）

西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

広告代理店

様

広告掲載申込者

様

西尾市長

印

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 決定区分 掲載する

掲載しない
(理由)

2 原稿提出期限 年 月 日

3 広告掲載料 金 円

4 掲載料納付期限 年 月 日

5 その他

広告掲載承諾書

平成 年 月 日

（あて先）西尾市長

所在地
名称
代表者氏名
電話

⑩

年 月 日付けで決定のあった広告の掲載について、下記のとおり承諾します。

広告掲載号	年 月 1 日号
広告掲載料	円（税込み）
広告の規格	
広告掲載料納入期限	平成 年 月 日

広告掲載にあたり次のとおり誓約します。

- 1 広告の内容等、記載された広告に関する一切の責任を負います。
- 2 西尾市広報紙「広報にしお」掲載広告募集基準第12条第1項の各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。

様式第4号（第9条関係）

西尾市広報紙「広報にしお」広告申込内容変更届

平成 年 月 日

（あて先）西尾市長

広告掲載申込者（広告主）

住 所又は所在地	
氏 名又は名称 及び代表者氏名	印
事業や活動の内容	
電話番号・F A X 番号	
Eメールアドレス	
担当者氏名	

広告代理店

住 所又は所在地	
名称及び代表者氏名	印
電話番号	
F A X 番号	
担当者氏名	

西尾市広報紙「広報にしお」掲載広告募集基準第9条の規定により、下記のとおり広告の掲載内容等の変更をしたいので届け出ます。

記

変更内容

変更前	変更後

様式第5号（第10条関係）

西尾市広報紙「広報にしお」広告申込内容変更決定通知書

第 号
年 月 日

広告代理店

様

広告掲載申込者

様

西尾市長

印

年 月 日付で届け出のあった広告の掲載内容等の変更について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 決定区分 承認する

承認しない
(理由)

様式第6号(第11条関係)

西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載取下げ届

平成 年 月 日

(あて先) 西尾市長

広告掲載申込者(広告主)

住 所又は所在地	
氏 名又は名称 及び代表者氏名	印
事業や活動の内容	
電話番号・FAX番号	
Eメールアドレス	
担当者氏名	

広告代理店

住 所又は所在地	
名称及び代表者氏名	印
電話番号	
FAX番号	
担当者氏名	

西尾市広報紙「広報にしお」掲載広告募集基準第11条の規定により、平成 年 月 日付けで決定を受けた広告掲載を取下げたいので届け出ます。

様式第7号（第12条関係）

西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載取消通知書

第 号
年 月 日

広告代理店

様

広告掲載申込者

様

西尾市長

印

年 月 日付けで決定した広告の掲載については、下記の理由により広告掲載の決定を取消します。

記

1 決定を取消す理由

（あて先）西尾市長

所在地
名称
代表者氏名
電話

印

西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載料還付請求書

西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

還付請求対象号	
請求金額	円
振込金融機関	銀行 農業協同組合 金庫 信用組合 本店 支店 支所
	預金種目 1 普通 2 当座
	支店番号 口座番号
	口座名義人(カタカナ)

備考 口座名義人は、請求者本人としてください。